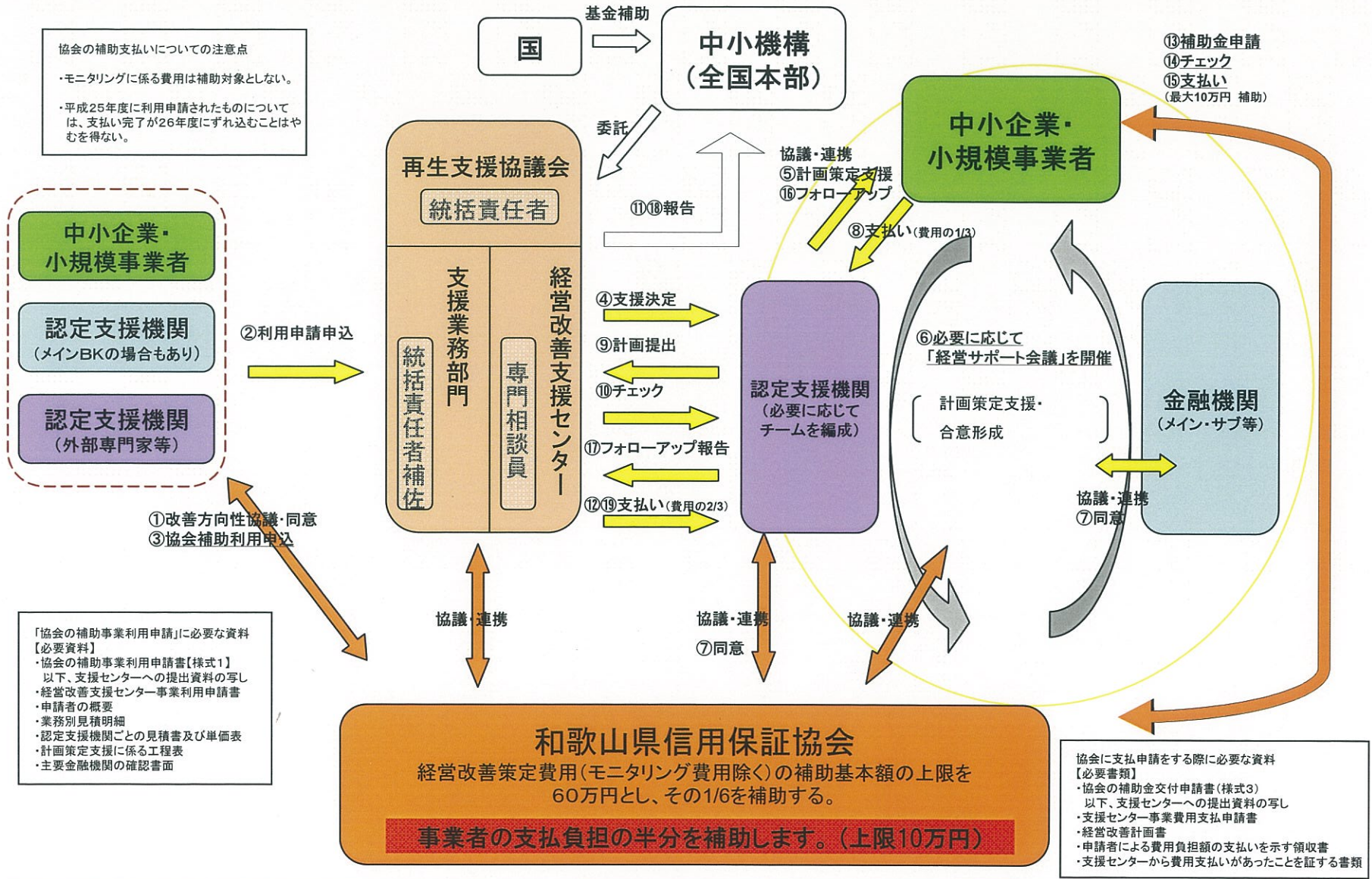


改善計画策定及び補助金の支払いに関する関係機関の事務の流れ



協会の補助支払いについての注意点

- ・モニタリングに係る費用は補助対象としない。
- ・平成25年度に利用申請されたものについては、支払い完了が26年度にずれ込むことはやむを得ない。

- 中小企業・小規模事業者
- 認定支援機関 (メインBKの場合もあり)
- 認定支援機関 (外部専門家等)

「協会の補助事業利用申請」に必要な資料【必要資料】

- ・協会の補助事業利用申請書【様式1】
以下、支援センターへの提出資料の写し
- ・経営改善支援センター事業利用申請書
- ・申請者の概要
- ・業務別見積明細
- ・認定支援機関ごとの見積書及び単価表
- ・計画策定支援に係る工程表
- ・主要金融機関の確認書面

協会に支払申請をする際に必要な資料【必要書類】

- ・協会の補助金交付申請書(様式3)
以下、支援センターへの提出資料の写し
- ・支援センター事業費用支払申請書
- ・経営改善計画書
- ・申請者による費用負担額の支払いを示す領収書
- ・支援センターから費用支払いがあったことを証する書類